

○登録請求者ト記名者ト異ナル場合ニ於ケ
ル取扱方ニ関スル件

(明治43年8月1日 往第8814号)
(大蔵省国債局長から 日本銀行)
総裁あて

客月27日付国債第626号ヲ以テ国債登録ノ請求者ト記名者ト異ナル場合ノ取扱ニ関
シ御照会ノ趣了承右ハ贈与ノ場合ニ於テモ受贈者ノ受諾ノ意思表示ヲ要セス国債規則
ニヨリ登録方御取計相成可然義ト存候此段及回答候也

(照会内容)

国債登録ノ請求者カ他人名義ニ新規登録ヲ請求セントスルトキハ『国債規則第25
条』(編注)以下ニヨリ単ニ請求者ノミカ調印シタル書面ヲ徴シ登録致来候処右ハ請
求者カ他人ニ贈与ヲナサントスル場合ニ於テモ別ニ受贈者カ受諾ノ意志表示ヲ為サ
ルモ其ノ名義ニ登録方取計差支無之哉目下無記名証券ヲ甲種登録簿ニ他人名義ヲ以
テ登録方請求シ来リタルモノ有之差懸リ居候間至急何分ノ御回示相煩度此段及御照会候
也